

地域こどもつなぐ応援金 規定

第1条（目的）

地域こどもつなぐ応援金（以下、「つなぐ応援金」という）は、様々な困難がありながら地域で暮らすこどもの高校就学を支援することを通して、こどもと家族、地域、社会的養育の関係機関等がつながり・連携してこども自身が未来を拓くことを支えるために実施するものとする。

第2条（運営）

- ① つなぐ応援金は、朝日新聞厚生文化事業団（以下、「事業団」という）が主催し、事業団は事務局運営を地域こどもつなぐ応援金連絡会（以下、「連絡会」という）に委託し、双方が協働して実施する。
- ② 連絡会は、地域こどもつなぐ応援金事務局（以下、「事務局」という。）を設置し、運営する。
- ③ 連絡会は、全国児童家庭支援センター協議会、全国自立援助ホーム協議会、家庭養育支援機構、えんじゅ、社会的養育地域支援ネットワーク（以下、「各協議会」という）、及び学識経験者により構成するものとする。
- ④ 事務局は、申し込み内容を審査するための給付委員会を開くものとし、委員会は、各協議会および事業団の各団体を代表する1名と学識経験者により構成するものとする。
- ⑤ 給付委員会は、つなぐ応援金の目的、つなぐ応援金の原資が事業団に寄せられた寄付金であることを十分に理解し、申し込み内容を審議し、給付を決定する。
- ⑥ 給付委員会は、給付のために必要な調査等を各協議会に求めることができるものとする。

第3条（助成内容）

- ① つなぐ応援金の助成対象は、次の（１）と（２）を満たす、経済的に厳しい状況にある29歳未満の高校生（申込時点）とする。
 - （１）「児童養護施設や里親家庭などの社会的養護で暮らし、家庭に戻ったこども」。または、
 - 「地域で家族と暮らし、家族の状況から社会的養育を特に必要とするこども（ヤングケアラーや外国籍、障がいのあるこどもを含む）」。
 - （２）児童家庭支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、自立援助ホーム、里親支援センター、フォスティング機関、児童育成支援拠点事業所のいずれかの継続的な支援（ソーシャルワーク）を受けており、そのセンター、事業所、ホーム、機関等（以下、総称して「センター」という。）から推薦を受けたこども。
- ② 申し込みは、推薦するセンターを通じて受け付けるものとする。
- ③ 推薦するセンターは、それぞれが加盟する協議会に期日までに申込書類等を提出し、各協議会はいりまとめて事務局に送付し、また連絡調整をするものとする。
- ④ こどもを推薦できるセンターは、各協議会のいずれかに加盟している法人に限り、初回の申し込み前に、所定の「つなぐアクション参加同意書」を提出していただくものとする。
- ⑤ 給付額は、前期分（4～9月分）として5万円、後期分（10月～3月分）として5万円を、推薦するセンターの口座に事務局から送金する。
- ⑥ 後期分申し込みの際、その時期に高校を卒業したこどもには、後期分の応援金に加えて「卒業祝金」として2万円を送金する。

- ⑦ 卒業祝金は、1人一度に限り給付するものとする。
- ⑧ 応援金は、こども本人への助成とし、学納金をはじめ学校生活、部活動、自分自身のその他の活動などに活用していただくものとする。
- ⑨ 卒業祝い金は、家族と本人とで卒業を祝福し、新たな未来に進むために、本人が主体となって使い道を検討し、活用していただくものとする。
- ⑩ 各センターには、入金確認後、適切な時期に遅延なく応援金を本人に渡していただくものとする。なお、本人の同意の上で分割して本人に渡すことも可能とする。ただし、分割する場合は、3か月以内に全額を本人に渡すものとする。
- ⑪ 申し込みは毎期に必要とし、センターは、受給から3か月程度後の期日までに所定の報告書を事務局に提出するものとする。
- ⑫ 給付人数に定員は設けず、給付委員会が認めた全員に給付する。
- ⑬ 給付総額が事業団の設定した1年度あたりの予算上限額を超過する場合は、一律に案分して減額のうち給付するものとする。
- ⑭ 高校は、定時制、通信制、特別支援学校を含み、また退学後に再度入学した場合、休学から復学した場合も対象とする。高等専修学校、高校専攻課程、高専の4、5年過程、その他の学校は対象外とする。
- ⑮ 当該期の途中で退学した場合は、その期の支給は行わないものとする。
- ⑯ 申し込みは保護者の同意を必要とし、同意を得られない場合は原則として受け付けないものとする。ただし、同意を得ることが著しく困難でありながら、応援金がこどもにとって必要不可欠と認められる場合に限り、所定の用紙を加えての申し込みを受け付けることがある。
- ⑰ 締切期日を過ぎた申し込みは受け付けないものとし、また過去の期についてさかのぼって給付することはないものとする。
- ⑱ つなぐ応援金は、生活保護の制度上、収入認定されないと解される自立更生を目的として給付するものとし、生活保護を受給している家庭の申込者または推薦センターには、管轄の福祉事務所に事前（本応援金への申し込み前）に連絡していただくことを推奨するものとする。

第4条（つなぐアクション）

- ① つなぐ応援金では、安定的で円滑な助成金制度運営のため、および、こどもやその家族と地域の関係機関、また関係機関同士がつながるために、推薦センターには、「つなぐアクション」に同意していただくものとする。
- ② 「つなぐアクションへの同意」は、以下の各項目についての同意とする。
 - （1） つなぐ応援金の目的を理解し、本規定を順守すること。
 - （2） こども本人とその家族のためにつなぐ応援金が有効に活用されるように、善良な管理者の注意義務をもって臨むこと。
 - （3） 必要なこどもへつなぐ応援金を届けるために、地域の福祉関係者等と連携すること。
 - （4） 毎年1回オンラインで開催する「こどもつなぐ支援実践報告会」に、原則としてご参加いただくこと。
 - （5） 事業団が推進する社会的養護生活経験者のピアサポート活動、およびソーシャルアクションについて前向きにご協力いただきたいこと。

第5条（その他）

- ① 本規定の変更は、連絡会および給付委員会の意見を聞き、事業団の決定をもって行うものとする。
- ② 本規定に定めのない事項は、連絡会と事業団、および給付委員会で誠意をもって協議のうえ対応するものとする。
- ③ つなぐ応援金は、継続的な実施を目指すものであるが、事情により実施を停止等する場合は、連絡会と事業団で協議の上、それぞれが速やかに周知するものとする。

附則 本規定は、2025年4月1日に施行する。

附則（2026年7月改定） この改定は、2026年7月7日から施行する。

以上